

高山市特別職報酬等審議会 第1回 会議録

日 時 平成23年11月30日(水)
午後4時00分～5時45分
会 場 高山市役所 4階中会議室

1. 開会のあいさつ(事務局)
2. 委嘱状交付(市長より各委員へ)
3. 市長あいさつ
4. 会長互選(事務局一任と委員全員から委任を受け、事務局より北村 斉氏を依頼)
5. 市長より諮問書の朗読と北村会長へ提出(その後市長は公務により退席)
6. 会長職務代理の指名(会長より鈴木敏文氏を指名)
以降、会議録作成のための記録実施について審議会委員に了承確認(事務局)

7. 議事

会長

今回は初めてということで、皆目見当もつきませんので、事務局の方から縷々説明いただきながらというかたちをとりたいと思います。具体的な審議は第2回目で、第3回目に答申案のまとめというかたちをとらせていただきたいと思います。この審議委員の皆さんには多数決という決め方ではなく、委員皆さんに意見を出していただきながら傾合いを見て方向性を決めさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、先ほど部長さんの方から情報公開という話がありました。色々決めがあるようでございますが、これも皆さんの意見に則って行いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、私の方から審議会におきます情報公開についてご説明申し上げます。

当市の情報公開条例に基づきまして、市に附属いたします審議会、委員会におかれましては、委員の名簿、そして審議経過の記録となります会議録など、原則公開ということで行っているところでございます。つきましては、本審議会におきましても、原則としてそれらを公開とさせていただく必要がありますのでよろしくお願ひします。

ただし、会議録を公開するタイミングや会議録に記載されます発言委員名、また、会議の公開につきましても、審議会でご決定いただくことができますので、その点ご決定をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

会長

情報公開と言いますと、先ほど事務局からありましたとおり、例えば

各々の委員が話しされたことに対し、名前が入る、入らないということ
をこの会で決めることができます。それと、情報公開の時期について、
第1回目が終了した後に議事録がまとまり次第公開するのか、または、
答申した後に公開するのか、どちらにせよ公開しなければならないこと
は事実なので、その辺についても皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

委員 会長が言われましたことの確認ですが、公開のことはこういった時代で
すので必要なことだということですが、公開の時期、公開の内容につい
ては、あらためてどこかの時期にこの審議会で確認をするということ
でしょうか。

事務局 今のご質問の中の会議録の時期とか発言委員のことにつきましては、今
日、この会で決めていただけたらと思います。

委員 会議録に名前は入れない方が、発言がしやすいと思いますけど。

委員 実は私もそのように思っております。給料という微妙な問題ですので、
後から誰がどのようなことを言ったと苦情を言われ、そのようなことを
言われると余計に自由な意見が言えないようになるので、できれば名
前は伏せていただくことができたらと思います。

委員 私もそう思いますけど、例えば名前はA委員、B委員という仮称で良い
のですか。

事務局 その部分は、伏せて出させていただきます。

委員 特定な表現はしなくて良いということですね。それと、答申をするわけ
ですので、答申が終わった時点で、過去の経緯がこうだったからこのよ
うな答申をしたというような方向の方が私は良いような気がするの
ですが。一回一回公開するよりは。

委員 今のことから事務局はどう考えているのですか。

事務局 基本的には市長の公約は「情報公開日本一」ということになっておりま
すので、公開をしていただくというのが市の姿勢であるのが間違いない
わけですが、先ほど委員からご発言いただきましたとおり、公
開することでこの審議会の審議の内容に影響するということでありま
すと、この審議会の設置目的から反することになりますので、そのあた
りのことも含めまして皆様のご判断にお任せしたいと思います。

先ほど課長が申しましたとおり、議事録の公開で委員名を伏せるという
ことになりますと、A委員、B委員というかたちになるかもしれません
し、公開のタイミングが答申の後でということであれば、私共の方でそ
のような取扱いをさせていただきます。ただ、7人の方の委員の名簿だ
けは公開対象となりますので、そのことはあらかじめご了承ください
というふうに思います。

委員 それと議事録ですが、例えば方言とか特徴ある話し方で、文章を読んで

誰が発言したかわかるような人もあろうかと思しますので、そのようなものは綺麗な言葉に直していただけたらと思います。

事務局 当然そのような配慮はさせていただきたいと思えます。

委員 そのようなことで、審議会が終了してから情報公開ということでしょうか。

委員 審議の途中で他者から苦情の電話等をいただいてもかありませんし。

委員（複数） そうですね。

委員 発言者を推察される場合もあり、名簿は公表されているわけですから、「お前こういうことを話したな」ということも考えられる。

委員 答申が終われば他者から何を言われても結果を示した後でありますから、そのような発言をした、していない、についてもそれぞれ上手に対応することもできる。

委員 市長や副市長のことについては悪いことを言われることはないかもしれませんが。

委員 議員については発言内容によってはまずい場合がでてくるような気もするのですが。

委員 そのために発言者名を伏せるなどして、まとめていただくことをお願いしたいと思います。

事務局 会長、もう一点、この会議自体の公開又は非公開についてはどのように取り扱わせていただけたらよろしいでしょうか。

委員 扉を開けるかどうかということですよ。

委員 一般の方も見ることができるかどうかということですか。

事務局 そうです。そのことも皆さんでお決めいただけるものですから。一応、会議の開催があることは周知いたしますけれども、中に入って傍聴していただくとか、例えば報道関係等が入っていただくことにつきましては、今日、ここで決めていただくということになります。

委員 それはちょっとやりにくいというか、話しにくい。

事務局 これまでの話の流れからは、皆様そのようなことであるのかなと、ニュアンスとしては感じます。

委員 おそらく自由な意見がでてこないと思う。

事務局 そのことについて皆様のご意見を確認いただきたいと思います。

委員 市長の「忌憚のないご意見を」という主旨に反することになりますし、できれば、お金の問題であり微妙な問題であるので。本来なら誰も委員を受けたくないものですよ。

委員 このようなふうではなかったということになりますね。

委員 そのようなことですので、是非ご配慮いただけたらと思います。

事務局 それでは、確認ということでもよろしいでしょうか。最初から堅いご審議をいただきまして申し訳ございませんが、一応決まりでございますので

そのようにお願いをさせていただきました。確認ということでご報告させていただきますますが、先ほど申しましたとおり、委員の名簿につきましては、公開をさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。ただ、会議録につきましては、お名前を伏せたかたちで、答申があった後に公開をさせていただくということ。これはホームページで公開をさせていただくことを前提にお話させていただくものですのでよろしくお願いたします。それから、この会議自体を行うことにつきましては非公開で行うということによろしいでしょうか。

委員 会議録は、A委員やB委員と無記名ということですね。
委員 その場合、どうせ名前を書かないのであれば、要約したまとめ方で公表することはできないのですか。

委員 発言内容を全部公開するということですか。
事務局 一言一言正確にということではないのですが、概略といいますか、箇条書きというわけにはいかないと思っておりますが、繰り返しみたいところはある程度割愛しながら、その趣旨に沿ったかたちでまとめたいと思っております。

委員 ということは、あくまでも議事録のかたちでということですか。

事務局 はい。

委員 わかりました。

会長 それでは、そのようなことによろしくお願いたします。その代わり皆さんには忌憚のない自由な発言をしていただいて、後は事務局にまとめていただきますので、よろしくお願いたします。

会長 それでは、次の議題に入らせていただきます。

事務局 特別職というのは市長、副市長であり、教育長も入るのですでしたか。

事務局 教育長は一般職であります。

会長 わかりました。市長、副市長、議員さんの三役職について、特別職の報酬の審議会をこれより入らせていただきたいと思っております。何もわからない委員でございますので、事務局の方から懇切丁寧に教えていただけたらと思っております。お願いたします。

(事務局より配布資料の確認) 省略

(事務局より資料の説明) 省略

会長 事務局の方で説明をして頂きましたが、質問や教えてほしいということがあればご発言頂きたいと思っております。

委員 標準財政規模というのは、高山市か国が決めるのかどちらですか。

事務局 標準財政規模というのがそれぞれの自治体が色んな考えで色んな予算を組んで事業をやっているのですが、その額を比較しようとしますと、

特色によってバラつきがでてきますので、国が標準的な指数でもって試算すると財政規模がいくらになると示したものが標準財政規模でございます。この基礎となっている数値というのが標準税収入額等と普通地方交付税額、地方譲与税というようなところで、この数値を国のルールで試算すると高山市はこのくらいの財政規模になるというように、これを比較することで自治体の規模というものを比較ができるという数値でございます。

委員 例えば標準財政規模の中で、実際税収が確定した段階で交付税が決まるというルールなのですか。

事務局 これは財政の判断をするための指数で、実際の税額を決めることや地方交付税を決めるところと直接つながっているものではございません。国のルールで試算をすると高山市はこのような額になるという数値でございます。

事務局 標準財政規模につきましては、先ほど説明ありましたように、市によって特色ある行政をしているものですから、支出の仕方が違う、また、財政規模を膨らましたりする部分もあるわけです。高山市の場合に320億というのが、人口や面積等に勘案するとだいたいこのくらいの規模であろうというのが、国が示す標準的な財政規模だということです。それに対して実際には460億ほどの予算規模でございますので、そこを何に依っているかという交付税に依っているという部分が大きいのかなというふうに思います。

委員 何に依っているということですか。

事務局 交付税です。国から頂いている交付税が一つの財源であります。自前の税収だけではなしに国から地方交付税が参りますので、その分の比率が大きいというのが高山市の財政規模が大きくなっている要因かなと思います。

この2ページの資料で申しますと、財政力指数が0.54といたしますが、いわゆる自治体の財政的な体力を示す数値でございます。国からの地方交付税の方が多いというのは若干体力的には自前の財源が少ないということになりますが、ただ、経常収支比率が低いということは、義務的経費、人件費とか借金の返済とかという部分にかかる費用が少ないということですので、財政状況としては硬直化していないということでもあります。色々な分野に積極的に投資が出来る状態になっているという部分でございます。公債費は当然借金を減らしていますので、借金を返すお金も減ってきているということが健全化となっていく、そのようにご覧いただければいいかなと思います。

委員 行政のシステムというのはよくわからないですけど、例えば、高山市の努力で1億円経費節減したといった場合に、その1億円は高山市の市民

のために使えるのか、また逆に交付税が減らされるのか、どうなのか。

事務局

交付税には直接影響しないと思います。

委員

努力しただけ得だということですか。

事務局

そういうことですが、1億円努力して1億円交付税が減るという話ではございません。

委員

公務員もこの特別職もボーナスというのはだいたい決まっていますか。年間何か月と決まっているのですか。

事務局

国家公務員と同様の月数で定められておりまして、今は3.95か月でございまして。特別職に関しましては3.9か月ということで、条例で決まっております。

委員

夏と年末と期末と合わせてということですか。

事務局

6月期と12月期です。

委員

いいですね。景気が良くても悪くても同じボーナスもらえるなんて矛盾を感じる。

委員

期末というのはもともと公務員の場合は。

事務局

3月期でありましたが無くなりました。

委員

議員さんも賞与については同じ手当ですか。

事務局

同じでございます。

委員

それと関連してですが、議会議員の委員会等については出席の日当などが別にありますか。

事務局

日当や費用弁償というのはありません。

委員

この報酬月額の中ですべて終わりということですか。

事務局

はい。

委員

今の話に関連して特別職の方の報酬は月額で支払うという決まりがどこにあるのでしょうか。

事務局

特別職の給与につきましてはそれを定めている条例、国でいう法律が市でいう条例になりますが、そこに月額ですとか期末手当ですとか定められておりまして、そこで規定してございます。

委員

そういうことではなくて、月額で支給することに決まっているのですか。市長、副市長は良いのですが、議員さんは委員会が何回も繰り返されているといっても月1回程度と聞きますので、日当制にしたらどうだというような地方自治体もありますよね。そういった場合の計算の方法というのは、そのような自治体は日当で報酬は支給できるけれども、高山市はなぜ月額を選んでいるのかということを知りたかったのです。特別職のいわゆる議員さんの給料は月額ですよ。でも違う自治体では日当制のところもありますよね。それは、国が定めたものではなくて、国で定めたものを地方自治体を変えないとできないものですか。月額で示

しているものを日当にというふうに。

事務局 そうですね。条例で定められており、月額いくらということにされていますので、それを月額にしようとする場合は条例を、

委員 条例にあるのですか。どこに書いてあるのですか。

事務局 資料にはお出ししておりませんが、高山市の条例の中にそのように規定をしています。

委員 月額で支給というようにですか。もしも日当制にするのであればその条例を変更しなければならないということですか。その変更案は議員が出すものですよ。

事務局 これは理事者側、市長が出します。今回は皆さんにお諮りする内容で答申を受けまして、それを条例案として議会に上程しなければならないのですが、それを誰が出すかという部分につきましては市長が提案することになります。

委員 議員さんが病気で休んだりしたとか出席がゼロであってもボーナスが出るのかということについて、その通りに支給されることを聞く。そんなばかなことはないと思っている。民間だったら減額になるのが当たり前なのに、出ても出なくてもボーナスが支給されるなんてあってはならないこと。

委員 研修とか旅費とかそういうものは議員さんの場合はどうなのでしょう。

事務局 それについても条例で定められておりまして、出張におきましては実費なり旅費の自動車賃や日当等が支払われております。

委員 その辺市長も含めて、今回の2回目に資料を出してくれませんか。

事務局 その条例とかで明記されたものですか。

委員 そうです。旅費規程とかも含めて。

事務局 そういった内容をこの場で議論して頂くことは差し支えはございませんけれども、今日お配りした審議会の条例をご覧頂きたいと思っておりますが、最初にお配りしたレジメの2ページの資料でございますが、この審議会の所掌事項第2条のところでございますが、この審議会で市長が諮問を致したのは、報酬の額でございますので、旅費とか費用弁償云々という部分につきましては、また、もう一つ話題に出ておりました賞与に相当するものにつきましては、この審議会の所管外の事項ということになります。あくまでも月額の支給しております報酬の額でありまして、市長、副市長の分もそうでございますが、給料の月額、報酬の月額の部分についてこの審議会条例に基づきまして市長が諮問をさせていただきということでご理解頂きたいと思っております。

委員 市の立場としてはわかるのですが、それではこの辺は誰がものを申せるのですか。議会と市長、副市長が手を組めば永久にその辺が直らないと

いうことになってしまうのではないですか。

事務局 例えば、他市におきましてもそういった議論がなされている報酬審議会がございませう。ここの部分につきましては、ご議論いただくことは可能でございますが、諮問に対する答申の本文の中に加えて頂くということにつきましては規定上そぐわないということでございます。

委員 議事録で市長に伝わるということは可能ですか。

事務局 議事録の中に記載されることは特に構いません。そういった議論があったということについては当然議事録の中にあることとございませう。

委員 東村山市が市民の投票でボーナスが決めることは大賛成と思っておりますが、市長、副市長、議員はちゃんとした仕事したかどうか、市民がチェックしてそれでボーナスが決まるというシステムは良いと思っております。これは職員もそうだと思います。職員も当たり前で、優秀な人もそうでない人も同じボーナスが貰えるなんておかしいと思っております。

委員 そういう意見があったことを答申書に付帯して出すということは出来ないのですか。

事務局 本文の中で記載するのではなく、付帯意見なり参考意見というような形では出来ると思っております。

委員 条例であるとか細かいところは別として、月額給与の他にどのような手当とか費用弁償があるのかということは知っておきたい。組織によっては、年報酬を決めた中でそれを12分の1毎に支給する実態もありますので、そういう観点からするとどのような手当があるのか、ともかく年間のトータル額を知りたいので、そういう資料は出していただきたい。そのことをどうこうするということは、先ほどの論点の中で付帯意見にするのか、ここで話が出たということだけにするのか、これは別の話としてお願いしたいと思っております。

事務局 条例として公開されていることですので、資料としてお出しすることは可能でございます。

委員 市長は高山市のスポークスマンとして頑張ってもらっていますよね。その市長に対する必要経費と申しましょうか、商売人という経費ですよね、そういう部分は公開して貰えるのでしょうか。この間、このような話を聞きました。市長がデンバーへ行かれたということですが、外国の方々は奥さんも同行してくるものだと。トップセールスであるので奥様も同伴されたようですが、奥様の旅費は実費だったということを知りました。本当かどうかわかりませんが、その費用というのは市長のポケットマネーから出ているのでしょうか。市長にもっと幅広く高山市をPRしていただくために、必要経費がどのくらいかかっている、どのくらい市長の報酬を圧迫しているのかということも知りたい。調べる方法はあるのでしょうか。

事務局 高山市から支出した分に関しては公費でございますので、求めに応じて公開することができますし、市長交際費につきましてもホームページで公開させて頂いているところでございます。当然旅費につきましても情報公開ということがあれば公開させて頂きませんが、プライベートで支払われた部分につきましては、私共と致しましては関知出来る部分ではございませんのでお許しを頂ければと思います。

委員 ただね、部長さん、我々もよくあるのです。普段の出張は一人で行きますが、どうしても奥さんを連れていかなければならない会合もあるので。私の会社にはそういう文書規程はないのですが、会社の為に奥さんを連れていくことで仕方ないときは、交通費と旅費くらいは頼むときはある。それをプライベートでという行政の部長さんの神経が分からない。どうしても連れていかなければならない時に規程がないから払えませんかというのは、部長として仕事怠慢だと思います。

事務局 特定の方に公費を出すということになりますと、例えば、今日皆さんに審議会委員の日当をお支払いするということになりますと、委嘱という行為が必要になります。その時点で非常勤の特別職の方になって頂くとか、講師として委嘱するとか、何らかの市との関係ができないとその分について公費の支出が出来ないという部分がございます。奥さんだから出せないということというよりも、出す以上は何らかの肩書きなり職責になって頂くという部分があればこれは出すことが出来ます。

委員 欧米ではそういうのをファーストレディというのです。

事務局 そういう位置付けは地方自治法の規定の中で難しいところがございます。気持ちは十分汲ませて頂きますが、こういうお答えをさせて頂くしかないということでございます。

委員 だから遅れていると思う。

委員 野田総理は奥様をハワイへ連れて行かれていた。あれはポケットマネーでないと思う。国には支出できる規定があるのでしょうか。出せない規定になっているのでしょうか。

委員 機密費からではないでしょうか。

委員 その辺はこれから高山市の営業マンとして世界中飛び回る人であるので、規程をつくってほしい。

委員 そのようなことをいいたいのです。

事務局 お気持ちは十分わかりますが、現在の規程の中では市の監査の関係もございまして。

委員 だから、規程をつくれればよいのでは。

委員 市長の負担が大きいのであるならば、答申の時に市長の月額を増やさなければならぬということになるのではと思ったところです。

会長 まだご発言のない方、何でもいいのでお願いします。

委員 資料を頂いたのですが、説明頂いただけでじっくり見ていないものですから、次回までにじっくり見させて頂いて考えさせて頂きたいと思います。私は月額制が適当か、日当制が適当なのかということも意見の中で出れば良いのではないかと思います。市長、副市長は別として、議員さんについては先ほど出されたように会議の出席日数とかも勘案すべきものではないのかと思いますが、大阪とか名古屋でも色々と言われておりますので、高山市においても、そのあたりがどうかと思います。

会長 そろそろ終了時間が来ております。第1回目で発言しておかなければことはどんどん言って頂ければ思うのですが。

委員 特別職等と関係ないのですが、比較するなり、責任の度合いも含めての参考にするために、職員の最高給料の方の月額なり年収なり、副市長さんの給料がそれより低いことはないとは思いますが、参考までに聞かせて頂くと良いと思います。次回で良いですが。

事務局 はい。

委員 この資料ではいたって横並びの資料ばかりですが、この会議は横並びに倣えということではないのですよね。

事務局 特別職の報酬等を定める時に、国からの通知に基づきましてこのような審議会をどこでも開いていると思いますが、類似の団体ですとか、県内の他市の状況を並べて同じような資料で行っています。似通った数値になるものと想像できるのですが、意図的に数値を構っているわけでもございません。

委員 それは理解していますが、議会の回数だとかそういうことを言われても、問題は中身の質だと思います。如何に質を上げるかというシステムづくりをしないと、どれだけ議会を行っても良くなっていかない。その辺でどう質を見極めるかというのは市民だと思う。この間の東村山市のシステムは好いシステム。将来的には職員もそういうシステムにしてやるべきだと思います。

委員 副市長さんも一人になり、議員さんも減員ということで、少数にはなったけれども、その中でどれだけ効果をあげてもらうか、高山市民の幸せ度をどれだけ上げてもらうかというのが重要であると思います。幸せ度を上げていただけるなら、高山市の場合、議員報酬月額の人一人当たり108円という話がありましたけど、110円になったっていいと思います。

委員 中身が良ければということですね。議員と語る会に2回参加しましたが、残念ながらまだまだ質は低いと思います。

委員 そういう面では努力して頂くようなシステムづくりがないといけない。どちらかというと横並び、給料も横並びというのは。役割は書いてあるが査定される場所がないとレベルが上がっていかないと思います。そう

いうことで資料をお願いしましたけど、また宜しくお願ひしたいと思ひます。

委員

審議の内容がとて難しいところに出席したという気がするのですが、この高山市の特別職報酬審議会の役割だけを定めるのに対しても、すごい中身から掘り出してこないといけないと思ひました。副市長さんが減り議員さんも減りましたが、議員だよりを見せていただくと凄ひ回数出てみえるように思ひますし、大変な仕事をしていただひているのだなど。それでいて、ずっと報酬が下がる一方であるのかと。そんな気持ちで今日は参加させて頂ひたのですが、皆さんおっしやっているように、色々なところから掘り出してきて決めなければ、なかなか決まる問題ではないのだなど責任を感じました。今晚眠れるかどうかと思ひくらいなんですけど、皆さんと一緒にこの資料見させて頂ひながらまた次回、参考になることを話しできればと思ひておひります。

会長

是非よろしくお願ひします。それでは時間も下がりましたので。

事務局

事務局の方からお願ひですが、先程お配りさせて頂きました開催日程の概要にもありますが、だいたひの目安として本日を含めて3回の開催を予定させていたひておひります。第2回目を12月の中旬ということで予定させていたひきたいと思ひのですが、皆様方の日程等もあろうかと思ひますので、ご確認を頂ければ有難ひと思ひます。

(委員により日程調整) 省略

事務局

ご案内の方はまたあらためてさせていただきますので宜しくお願ひいたします。もう一点、情報の公開の中でご確認は頂ひたのですが、会議録における発言委員の明記はしないということですが、会議の進行上の発言、つまり、会長とか職務代理、事務局等の進行にかかる発言についてはお名前まで記載をさせて頂きたいと思ひます。会長さんが「これから会議を始めます。」とかそういった会議の進行だけの部分については名前を明記させて頂きたいと思ひておひります。会長よろしいですか。

事務局

補足させて頂きますけど、会長さんのご発言の中に委員としての発言と審議会を進行する発言があろうと思ひます。審議会を進行するためのご発言については「会長」というふうに書かせて頂くとそれでどなたの発言かとわかるものですから、その部分の確認を今させて頂きたいと思ひます。

会長

いいですよ。

事務局

会議録の確認、署名につきましては会長と職務代理でお願ひしたいと思ひます。

会長

先程、日当のことなど色々な規程についてお願ひしたのは、我々には最

最終的に権限がないので、もし市長がこのままで良いということになると、例えばそういうことをどこでカバーすることができるかということで必要になってくる。その辺の配慮はしてやりたいと思います。だからオープンにしてほしいということがあると思います。

事務局 もちろん規定上されていることですが、皆さんに知って頂くことは当然の話なのでそのようにさせていただきます。

会長 我々が言った数字がそのまま通るのであるのなら話は別だけれども、そうではないのですから。最終的には市長判断となりますので、宜しくお願いします。

委員 今おっしゃったように数字はこのメンバーでつくるのですか。

事務局 例えば、具体的に答申をして頂けるとありがたいです。ただ引き上げとか、ただ引下げとかということではなく、いくら、あるいは何%というようなところですか。

委員 例えば、市長に100万円とかという話ですか。

事務局 具体的なご答申を頂ければ有難いと思います。

委員 数字はなんとか出せそうか。

委員 そういうことになると、根拠たるバックデータというか、裏付けが必要になりますね。そこまで求められるとすると。

委員 自分達も勉強してこないといけない。

会長 そうであるので、分からないことは総務課の方にどんどん電話して確認して下さい。期間外でも結構です。

事務局 お電話いただければ対応します。宜しくお願いいたします。

会長 次回の会議、場所はまた通知いただけるということをお願いいたします。大変な会議でございますが、それぞれ勉強して頂いて次回有意義な会議にしたいと思います。宜しくお願いします。今日は有難うございました。

平成23年12月19日

議事録署名 北村 育

議事録署名 鈴木 敏文